

三浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（素案）

1 改正の根拠・理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行される。

改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること等を内容としているため、本市条例中に規定している「懲役」「禁錮」等の字句を「拘禁刑」に改めるとともに必要な規定の整備を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例の規定中、「懲役」「禁錮」「禁こ」の字句を「拘禁刑」に改めるもの

- (1) 三浦市職員の給与に関する条例
- (2) 三浦市消防団条例
- (3) 三浦市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (4) 三浦市三崎水産物地方卸売市場条例
- (5) 三浦市職員の退職手当に関する条例
- (6) 三浦市まちづくり条例
- (7) 三浦市個人情報保護に関する法律施行条例

3 施行期日

改正法の施行の日（令和7年6月1日）

4 その他

罰則の適用等に関するもの等必要な経過措置を設ける。